

小型船舶安全対策検討委員会・ライフジャケットの着用推進等に関する会議 第3回合同会議
議事要旨

○冒頭、海事局 大坪技術審議官から挨拶。

○資料1に基づき、海事局から、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正について説明。質疑応答は以下のとおり。

全日本釣り団体協議会 高橋委員) プレジャーボートのライフジャケットの着用率は、どのようになっているのでしょうか。

事務局) 実際の海中転落の際に現場で着用・未着用を確認した統計から出している。

全日本釣り団体協議会 高橋委員) 遊漁船もこの数値の中に入っているのか。

事務局) 遊漁船は入っていない。

全日本釣り団体協議会 高橋委員) 安全講習会でアンケートを取ると75%以上の方が着用させていると回答される。遊漁船のデータも入れていただくとありがたい。

○資料2に基づき、海事局から、周知啓発活動の状況について説明し、資料3に基づき、水産庁及び水産工学研究所から、ライフジャケットの着用義務化に伴う漁業者への周知について説明。質疑応答は以下のとおり。

全日本釣り団体協議会 高橋委員) 着用率の数値が、海事局の資料と海上保安庁の資料で違いがあるがこれは何故か。

事務局) データのとり方が違うのではないかと考える。事故には人身事故(転落事故)と海難事故の2種類ある中、海事局の数値は、単なる転落事故のみを数値としている。海上保安庁の数値には、衝突等の海難事故に伴う数値も入っているのではないかと考える。

○資料4及び5に基づき、海事局から、今後の周知啓発活動の進め方について説明。意見は以下のとおり。

全国漁業協同組合連合会 若林委員) 関係の皆様にはこれまで業者の安全確保に尽力していただき感謝している。今後のいろいろな活動を通じて周知活動を実施していく。施行日以降の周知活動についても対象者が大変多いため、都道府県、皆様の周知活動に対する協力をお願いしたい。

事務局) 今後も活動についてはフォローアップを実施していく。再来年度以降の周知活動も関係者で検討していく。

日本海難防止協会 大内委員) 年4回発行している情報誌「海と安全」の3月15日号にポスターを掲載した。今後も続けていく。

全日本海員組合 高橋委員) 各地区で乗組員の安全講習会を船員災害防止協会と協力しながら実施している。また、船員大会を開催したおりに周知期間を使った安全対策の徹底をやりたい。その際にはご協力をお願いしたい。

日本マリン事業協会 本田委員) イベント関係でマリンカーニバルがある。6月3、4日が豊

洲、7月29、30日が神戸で行う。ぜひ皆様にも参加していただきたい。また、取扱説明書を造船メーカー共通で出していて、これを改訂し平成29年度から桜マークがあるライフジャケットを使用するように加えた。

レディースフィッシングクラブ of Japan 小島委員) ライフジャケットについては、安心・安全ということで、釣りの立場から着用している。今回、漁業関係の方がほとんど着用していないことから、完全に着用していただくようにするということがわかる。ただ、漁業の作業環境に適したライフジャケットについて、わかりやすく資料を作成して頂いているが、釣り人としてのライフジャケットとして適したものは少ない。これからも適したものを作ってほしい。桜マークについて外側の見える部分に付いていれば、使用する人もわかりやすいのでいい。また、船に乗るときに船長が、ライフジャケットを着用してもらわないと困ること、点数のことについてもシートベルと同様なものであることなどを船の利用者に周知してほしい。船の利用者はそのようなことを知らない。

○資料6に基づき、小型船舶関連事業協会から、ライフジャケットの着用しやすさ・入手しやすさの向上について説明。意見は以下のとおり。

海上保安庁 江口課長) 現場での指導・啓発にあたって、ライフジャケットが外形上どのような品質のものかできるだけわかりやすいものが現場で対処しやすい。先ほど説明されたカップパについても、ライフジャケットとして適合するかどうか個別に確認しないと指導がしづらい。外から見てライフジャケットの用途を兼ねていることがわかるようお願いしたい。

また、岸壁での釣り等船舶以外で使用されるライフジャケットについて、ネットで買われた程度の悪いものを使用している場合も見受けられるが、人命を守るためにも是非安全なライフジャケットが普及してほしい。そのためにも、先程小島委員からも関連のご指摘がありましたが、桜マークはやはり外から分かるようにしていただきたい。

事務局) 意見を踏まえて検討していく。また、岸壁での釣りに使用するライフジャケットについては、小型船舶検査機構において一定の性能を満たしていることを確認する制度がある。また、河川でも同様な制度がある。このような制度を紹介していく。船舶職員及び小型船舶操縦者法では、船舶に乗っている者にしか規制をかけられない。その他の者については、別の法的な枠組みが必要になることが現状。

マリンジャーナリスト 桑名委員) 今後の周知活動について、海外からの観光客が増えており、その中で瀬戸内海での事業が少しずつ出てきている。東京オリンピックに向けてこれからさらに観光客が増えてくると思うが、そのような観光客向けの情報発信が必要になるのではないかと思う。

事務局) そのような観点は考えていなかった。今後、意見を踏まえ検討していく。

海上保安庁 栗津課長) ライフジャケットの着用推進を徹底するのであれば、ぜひ正しく着用することも合わせて周知してほしい。ある程度の高さから海中転落した場合、正しく着用していないと脱げてしまうことや首を絞めてしまう場合がある。そのため、ぜひ正しく着用することを加えてほしい。

○ その他

事務局) 転落者に関する海事局と水産庁の転落者のデータの違いについて補足すると、海事局の転落者のデータは、単純な転落者のデータである。水産庁の転落者のデータは、海上保安庁のデータを基にしていることは同じだが、事故等で海中に出ている方も含んでいる。国土交通省のデータは、事故も含んでしまうと規制を検討するときに混乱が生じると考え、転落の状況が説明できるデータを使用した。

本委員会は今回で終了となるが、今後については委員の方からの意見もいただき検討していく。

○ 委員長から、ライフジャケットの着用義務がシートベルと同様になっていくことを期待すること、PDCA サイクルを回していくことが必要であることについて挨拶

以上